

## 町田市下水道事業計画評価委員会設置要綱

### 第1 設置

町田市下水道事業に関する計画（以下「下水道事業計画」という。）に基づく事業の進捗及び下水道事業の経営分析に関し、必要な意見の聴取を行うとともに、公正な評価を受けることにより、安定的で持続性のある下水道事業を実現するため、町田市下水道事業計画評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討及び評価を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 下水道事業計画に基づく事業の進捗に関すること。
- (2) 下水道事業の経営分析に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者 4人以内
  - (2) 下水道事業関係団体の代表 4人以内
  - (3) 公募による市民 2人以内

### 第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

### 第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第7 庶務

委員会の庶務は、下水道部下水道経営総務課において処理する。

## 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、2022年11月1日から施行する。